

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月 16日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22520826

研究課題名（和文） 植民地統治による社会・文化的リアリティの形成についての歴史人類学的研究

研究課題名（英文） Historical anthropological study on colonial construction of socio-cultural reality in Kenya Coast

研究代表者

濱本 満 (HAMAMOTO MITSURU)

九州大学・人間環境学研究院・教授

研究者番号：40156419

研究成果の概要（和文）：

アフリカでの英国植民地行政の現地の諸制度や社会文化的慣行に対する評価や対処は、しばしば管轄地域の事情に応じて場当たりに多様であった。結果として生成した特異な植民地的現実、今日のアフリカ諸国の文化・社会状況にも深い影響を残している。本研究は、ケニア海岸部を中心に植民地行政官の残した資料を文化人類学的知見から読み直し、また現地での聞き取り調査ともあわせ、植民地の統治実践と現地の諸慣行との折衝の中にかなる文化的リアリティが生み出されていったかを明らかにすることを目指した。

研究成果の概要（英文）：

British colonial administration's attitudes towards local socio-cultural institutions and customs were not always consistent, varied according to specific local situations and problems through which colonial administrators had to work out their colonizing projects. Inconsistent and ambivalent negotiations with local institutions and customs, through mutual understanding and misunderstanding over their meanings, sometimes resulted in the creation of new socio-cultural realities, hybrid colonial cultural realities, which still has strong influences over present day socio-cultural formations. The purpose of this study is to elucidate the process of construction of colonial socio-cultural realities, with specific focus on two local institutions, witchcraft belief and inheritance rule, among the Duruma people of the Coast Province of Kenya, through an anthropological rereading of colonial materials in National Archive, Nairobi, and through detailed interviews with local people. The result will appear in my forthcoming book ("spellbinding beliefs") and in an article I am presently working on.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	800.000	240.000	1.040.000
2011年度	600.000	180.000	780.000
2012年度	500.000	150.000	650.000
総計	1.900.000	570.000	2.470.000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：文化人類学 3301

キーワード：ケニア、植民地統治、文化形成

1. 研究開始当初の背景

アフリカにおけるイギリスによる植民地統治について、フィールズはその文明化・開発プロジェクトがはらんでいた手段と目的の間のパラドクスを指摘している。それによると植民地体制には、力のみによって大規模な支配をおこない治安を維持するような人的・資金的余裕はなく、また権威の正統性をうちたてるために必要な被支配者との文化的基盤の共有もなかった。こうした状況では秩序は、土地の住民の考え方や行動手順にかなりな程度依存する形でしか維持できなかった。その結果逆説的にも、土着の権威の維持、土着の制度の補強、土着の文化の保存が文明化の使命を達成するための条件となっていたのである (Fields 1982:569)。植民地の文明化のプロジェクトは、土地の諸制度や慣行をそっくり新しい西洋の制度に置き換えることではなかった。しかし現地の既存の慣行や制度をどう扱うかについて、植民地全体で何か一貫した方針があったようには見えない。植民地行政は、現地の諸制度や文化的慣行のあるものについては、統治と開発の手段としてそれを援用し、補強し、保存する一方で、別のものについては文明化と開発の障害として改変し、除去し、根絶するという姿勢で臨むことになった。しかし両者の間の線引きは、植民地行政官たちがその個別の管轄地域において直面する具体的諸問題への対処と複雑に絡み合い、必ずしも一貫しないばかりか、しばしば当の慣行や制度が消え去ることを願いつつその存続に依存するというアンビヴァレントな様相すら示していた。筆者は、平成18年～20年における科学研究費補助金による研究「東アフリカにおける暴力の諸相に関する人類学的研究」(基盤研究(B)19401038)において、連携研究者としてケニア海岸地方の調査を行い、そこで遭遇した地域ぐるみの大規模なウィッチ・ハント(妖術使い狩り)を重点的に調査した。終始「開発」の語り口に彩られ(地域の発展を妨げる妖術使いたちを駆逐するというのがその運動の旗印であった)当初地域行政の許可のもとに行われていたその運動は、土地の経済的・政治的上層部にその矛先を向け、ついには行政と衝突し頓挫した。裁判の過程では、その運動を支持する地域選出の国会議員と地域行政の対立という政治構図が露呈した(浜本 2008)。調査地域においては同様な運動は10年前後の周期で起こっており、端緒は植民地期の1930年代にさかのぼる。最終報告書において申請者は、植民地期におけるケニア海岸地方における妖術問題に焦点を絞って、なぜ植民地期の特定の時期にこうした運動が登場したのか、なぜそれが独立後にも再生産されることになったのかを明らか

にしようと試みた(浜本 2009)。その結果明らかになった点の一つが、当該地域の植民地行政による現地の文化的慣行に対するアンビヴァレントな関係であった。植民地行政は、統治上の道具として地域の長老やリーダーの権威、土地や財産、紛争解決をめぐる現地の諸制度を補強し援用する一方で、当初から現地の妖術信仰やその他の呪術的慣行については、単なる迷信であり人々の後進性の証拠とみなし、文明化と開発によって消滅するものと位置づけていた。しかし海岸地方の経済開発の遅れが問題になるにしたがい、人々の妖術に対する恐れこそが開発の遅れの原因である——今日では別の社会的・経済的原因があったことが明らかにされている

(Brantley 1981, Willis 1994)——という言葉が広く共有されることになる。妖術信仰を取り除くことが開発上の問題とされたのである。しかし妖術法の施行などによる呪術的慣行の取り締まりは、逆に妖術信仰の根深さを露呈させる結果となる。一方、開発の遅滞はますます深刻な問題となっていく。他地域から施術師を招聘して行う地域ぐるみでの妖術除去の施術の許可が植民地行政によって出されるに至ったのは、こうした背景の下であった。植民地行政は、妖術信仰を相変わらず消え去るべき迷信とみなしつつも、妖術信仰そのものを根絶することを断念し、人々から手っ取り早く妖術使いに対する恐怖心のみを取り除くことによって、開発の障害を除去するためにそれを利用するという方策を採用したのである。それは逆に妖術信仰に新たなリアリティ——地域ぐるみで対処すべき共同体の敵として妖術と、それを除去する地域ぐるみの運動——を与え、それを強化することになった。それは、今日ケニアの他地域に対してきわだっている海岸地方における妖術信仰の根強さと、ウィッチハントの頻発と無関係ではありえない。

この事例は、今日の社会的・文化的状況を理解するためには、植民地行政が現地の文化的・社会的慣行をどうとらえ、どのように対処してきたのかを、体系的に再吟味する必要があることを教えてくれる。もし同じケニア植民地でも、異なる地域がそれぞれ異なる当地上の問題を抱え、その解決にやはり当該地域の文化的・社会的慣行に対する独自の対処を含んでいたとするなら、異なる地域間の比較を通じてそうした差異がもたらした結果を明らかにする必要がある。特定地域での解決策は、おそらく植民地行政のネットワークを通じてコミュニケーションされ、他地域の問題解決に流用されるなど、単にケニアに限らずアフリカ植民地全域での統治実践になんらかの形で節合していった可能性もある。植民地支配がけっして一枚岩的で体系的なもの

ではなく、その内部に異質な想像力を抱え、統治対象との制御不可能な折衝を繰り返す中で形成された、さまざまな不整合や齟齬をはらんだ実践であったことは、すでにしばしば指摘されてきた (Bhabha 1994, Thomas 1994)。現地調査に基づく人類学が明らかにする、特定地域の社会空間における文化的・社会的実践についての詳細な知見によって、植民地における統治実践をとらえなおすことによって、植民地支配とその下での社会文化形成の動態を明らかにすることができるだろう。本研究はこうした問題に今後体系的に取り組むための、試行的な予備研究として着想された。現代アフリカ諸社会、その脱植民地以降の文化・社会状況を理解する上でも、こうした肌理の細かい植民地行政と現地社会との相互形成プロセスの解明は大きな意義をもつものと思われる。植民地期の研究は、その多くが国家レベルでの支配の構造や権力闘争を軸になされており (eg. Bennett 1963)、個別地域に目を向けてそこでの日常的な統治実践と地域開発の通常業務の中で、植民地行政が現地の慣行や諸制度と個別にどのように折衝して行ったかについての研究はいまだ乏しく、また人類学者の民族誌や、地域の歴史に関する個別研究の中に散見される分析や記述 (eg. Brantley 1981, Cikawy 1992 etc.) を他地域のそれらと体系的に統合する試みもほとんどなされていない。本研究は、個別地域の研究を推し進め同時にそれらの体系的な比較を通して植民地支配の一つの様相を明らかにする研究の可能性を明らかにするための試行として立案された。

2. 研究の目的

本研究は植民地期ケニアに焦点を絞り、(1) 現地の在来の諸制度や慣行に対する植民地行政の取り扱いのなかに現れる首尾一貫しないアンビバレントな態度が、管轄地域固有の統治上の問題群とどのように関係していたか、そして行政側の態度と現地の人々のそれに対する応答の交錯の結果として、植民地の社会的文化的現実がどのように生成してきたかを、個別地域を対象に検証すること、(2) 異なる地域を比較することによって、それぞれの地域でのこうした統治実践における個性が、どのような社会的文化的現実の差異に対応しているかを確認し、(3) 個別管轄地域でのこうした具体的な統治実践が、植民地行政においてどのようにコミュニケーションされ、全体的統治実践と節合していたかを明らかにすることを目的にしている。これによって独立後のケニアの文化・社会状況において、植民地期に形成された社会的文化的現実が及ぼしている影響をより正確に把握することが可能となると思われる。

3. 研究の方法

本研究の方法上の特色は、ケニアの国立公文書館が所蔵する植民地期資料に対する文献調査と、ケニア海岸地方 (旧) クワレ・ディストリクトにおける人類学的現地調査を組み合わせた点にある。平成 22 年度においては約三週間、ナイロビの国立公文書館にて資料調査に集中し、平成 23 年度、24 年度においてはそれぞれ約四週間の調査期間を、ナイロビにおける文献資料調査と、旧クワレ・ディストリクトにおける資料調査および現地調査に振り分けた。現地の長老の語りの中にあらわれる重要な歴史的出来事や裁判について、その文献証拠を公文書館で渉猟し、一方、植民地行政官が特記する現地での動きについて、それがいかに記憶され語り継がれているかを現地での聞き取りによって確認するという双方向の作業をおこなった。現地でのインタビューはすべて土地の言葉ドゥルマ語で行われ、録音内容は 2 名の現地助手の手を借りてドゥルマ語のテキストに書き起こされた。公文書館の資料は可能なものは複製し、あるいはメモの形で残した。

4. 研究成果

本研究の上記の目的のうち、(1) についてはある程度達成することができた。ケニア海岸地方のドゥルマ人社会を主たる対象とし、現在の観点から、植民地行政による文化創出の側面が最も強く見られると判断された二つの問題群、妖術信仰および母系相続制度に絞って、それらをめぐる植民地行政官による言説と、それらの諸慣行・制度に対して植民地行政が行った働きかけを、ナイロビの公文書館に残された資料の中から探るとともに、独立に至るその後の植民地の歴史の中で、これらの慣行・制度がどのように変貌を遂げたのか、その契機となった主要な出来事はなんであったのかをできる限り明らかにしようとし、またそれを現地でのインタビューによって裏付け、また対比させる試みをおこなった。しかし歴史研究 (資料調査) と人類学的現地調査を同時並行で関連付ける作業は膨大なものとなり、これらの問題に関してもまだ確実な結論を出すにはいたっていない。

(2) (3) の課題については、本務校所蔵のケニア植民地政府関係文献などを通じて、今後さらに取り組んでいく予定である。以下では (1) の二つの問題群について、研究を通じて得られた知見に関して概説する。

【妖術信仰】

ケニア海岸地方の植民地行政が、この地方に根強く広がっていた妖術信仰に対してどのように対応したかについて、行政の記録からはひとつの奇妙な特徴が浮かび上がる。19 世

紀末の植民地期当初から 1920 年代にかけての行政官の残した記録や報告には、人々の妖術信仰を問題視し、それを発展の障害ととらえる見解が頻繁に表明されている。しかし 30 年代以降、独立にいたるまで海岸地方の行政官による年次報告書等、公式文書の中からは妖術信仰に関する記述が一切なくなるのである。この沈黙そのものに意味があることがわかる。実は、1930 年代にカンバ族のあいだで起こった地域の人々による集団的な妖術使い被疑者殺害をめぐって、ケニア植民地のみならずイギリス本国のメディアや知識人たちの意見をも二分した大論争が起こっていた。法にのっとって殺人罪として死刑にするべきか、この殺害が人々の信仰ゆえにおこったものであり、たとえ誤った信仰ではあっても当人たちが社会的に正義であるとしておこなったことを極刑にするのは果たして適切なのかという論争で、間接統治にともない現地の文化を重要視する論者たちは、後者の立場を強く主張していた。裁判は被疑者たちに死刑という判決をくだし、それを後に植民地総督が恩赦によって救済するといういわば超法規的手法によって決着がついたが、この事件は、ケニア植民地において妖術問題を重要事案としてクローズアップすることになり、その後すべての行政区が同様な事案に関する定期的な報告を求められた。この中で、ケニア海岸地方の行政が妖術信仰について公式には突然の沈黙を貫き始めたのである。植民地の資料には、ケニアの全地域から報告された妖術問題の件数が報告されているが、そこにはクワレ・ディストリクトからの報告は一件も含まれていない。これは海岸地方において、30 年代以降、妖術信仰が下火になり、問題ではなくなったということの意味しない。まったく逆であった。行政官たちの私信や、海岸地方の行政官相互の、抗妖術の施術師を相互に派遣しあう要請の手紙からは、この地方の妖術問題が存在しないどころか、相変わらず行政官たちの悩みの種であったことが伺われる。地域の住民からの「くだらない些細な妖術」（行政官の用語）の蔓延をうったえる陳情の多さについて愚痴をこぼし、それに抗妖術の施術の実施を認可することで対処するといったパターンがうかがい知れる。だからこそ公式報告における沈黙の奇妙さが、ますますきわだつのである。この地方の行政官たちが中央に対してはあたかも海岸地方に妖術問題が存在しないかのように装っていたかのようにすら見える。資料による裏づけは不十分であるが、おそらく暗黙のうちにこの地方独自の「現実的解決」がとられていたのであろう。妖術をめぐる告訴においては、行政チーフの法廷が紛争当事者たちを「毒の試罪施術」へ送るといふ、20 年代に成立した「妖術法」に

明らかに違反した実践が今日でも行われているが、現在の人々による聞き取りからは、それが独立以降の新しい制度ではなく、それ以前からの慣行であることがわかる。1930 年代以降にこの地方で発生した、地域ぐるみでの抗妖術施術（植民地行政官たちはこれらを cleansing ceremony と呼んでいたが、これはある種の妖術使い狩り、妖術使いのあぶり出しの側面をもっていた）と同様、現地の慣行に対する一種の黙認とその行政的制御という「現実的解決」のなかで、今日のこの地方の妖術信仰を特徴付けるいくつかの制度が、植民地期において妖術信仰に逆にあらたに強固なリアリティを付与するにいたった経緯がうかがわれる。地域ぐるみの抗妖術施術の植民地的起源については、その一部の議論をすでに発表している（浜本 2009）とおりであるが、それをもふくめ、海岸地方における植民地行政と妖術信仰との奇妙な関係性の全貌については、現在刊行準備を進めている著書、今後執筆予定の論文において論じていく予定である。

【母系相続問題】

ケニア海岸部を中心に居住するミジケンダの 9 民族集団の親族制度には興味深いバリエーションがあった。モンバサ以南の海岸部に住むディゴは母系、ディゴの西隣のドゥルマとラバイ（ドゥルマに比べると人口的には小集団）は母系と父系を併用する二重単系、それ以外の北部 6 グループはすべて父系である。ディゴは 19 世紀末にイスラム化するとともに、相続などはイスラム法に従い、父系に急速に移行していった。1951 年には、ある行政官の表現によるとドゥルマは「海岸部の諸民族で母系に固執している唯一の部族」（P. M. Hughes 1951, ADM. 15/4/1/063）となっていた。主要な財産である家畜や現金などはすべて母系の継承ライン（母の兄弟から姉妹の息子へ）で相続されており、父系的に（父から息子へ）相続されるのは弓矢などの武器と、当時は希少資源とは考えられていなかった土地のみであった。もっとも当時土地の個人所有の観念はなく、土地は父系クランが所有しており、ここでいう相続は父親が開いた土地を引き続き占有できるという程度の意味で、個々人はいくらかでも新たにブッシュを開いて農地を手に入れることができた。行政資料の調査から、1920 年代初期より、植民地行政による母系制度廃止に向けての働きかけがあり、ドゥルマにおいても 1960 年代初めに一気に父系制への移行が起こったことがわかる。その結果、今日母系集団が問題となる場面は、殺人の賠償—これも今日では関与する人々の範囲は狭まり、広い範囲の母系集団が関係してくることは稀である—や、フドゥの壺が送りつけてきた病気の治療、

そして母系集団の成員に災厄をもたらす報復呪術キラボにおいてのみである（浜本2001:30-32）。

今回の調査での課題は第一に、行政による働きかけの背後に何があったのか、1960年初頭の急激な変化はどのようにもたらされたかを明らかにすることであった。それには複数の要因が絡み合っている。

イギリスによるアフリカ植民地においては、1910年代より間接統治—現地土着の政治制度を税の徴収やプロジェクトにおける人々の動員など植民地行政の末端としてもちいる—の手法が中心になった。これに平行して、現地の文化や制度の知識を得ることが重要となり、行政官たちは数ヶ月の人類学の訓練を受けたのちにアフリカ植民地に赴任した。彼らは程度の差はあれ、赴任地でアマチュア人類学者として熱心に調査し、現地の制度や文化についての報告書を残した。1919年にディストリクト・コミッショナーとして赴任した Marchant もその一人で、ドゥルマとディオの親族制度や結婚、相続についての報告を残している（DC/KWL/3/5:173-185）。その中では父系へ急速に移行しつつあったディオを評価し、母系相続を「人の自然の傾向性に反する」ものと見ると同時に、ドゥルマの間で増えつつある「ウシの婚姻」という結婚形態（比較的小額の婚資の支払いにより結婚が成立し、生まれた子供は母親の母系クランに所属する「ドゥルマ風の婚姻」にたいして、「ウシの婚姻」ではウシを含む高額婚資が必要とされるが、生まれた子供は父親の母系クランに所属し、父親の動産への相続権を有する）を父系制への移行の兆しとしてとらえる見解が示されていた。そこには民族誌的な事実誤認が含まれていたが、この報告の内容がそれ以降の行政官によってそのまま引き継がれていったさまが確認される。

1924年には副ディストリクト・コミッショナー Lambert が「オジ相続規則についての覚書」（DC/KWL/3/5:245-246）においてマーチャントの見解を継承するとともに、母系が発展を阻害する要因であると論じている。その理由のひとつが、母系相続の下では父親には跡取りではない息子に教育を受けさせる決定権がなく、これが教育の普及を阻害しているというものであった。教育の普及の遅れはドゥルマにおける大問題のひとつで、歴代の行政官は、人々が強制しないと子供を学校にやらないと嘆いていた。実際には母系制はその原因ではなく、単にドゥルマのライフプランと教育が相容れないものであったことによる（聞き取り調査によると、各家庭から最低一人を学校にやるよう強制されたときでも、裕福なドゥルマの家庭は賄賂によってそれを免れようとしたし、それができない場合は、見所のある子供を手元に残し愚鈍で見所

のない子供を学校に差し出したといわれている。）のだが、30年代以降、母系の下では父親は子供の教育に関心をもてずそれが教育の妨げになっているという見解はほぼ行政官たちの共通理解となる。一方「ウシの婚姻」を父系制への兆しと見る誤認も継続し、1930年代は母系制の廃止は自然におけると期待されていた。しかし50年代に入っても「変化は進んでいな」かった。Hughesは1949年に相続規則の変更が提案されたが、多数の人々が一切の変更を強く拒絶したと述べている。しかし母系制弊害説はやがて当のドゥルマ人たち、植民地下で教育—多くはミッションによるものであ洗礼を含んでいた—を受けた新世代のドゥルマ人リーダーによっても共有されていく。

教育問題とも関連して、間接統治の理念と実際の統治上の問題の間にも亀裂があった。伝統的な権威（近隣集団の長老の権威）にてこ入れすることは、人々をまとめる上で不可欠とされた反面、税金徴収その他の植民地行政の実務においてはこれら長老の無能さに行政官たちはしばしば不満を表明していた。そして行政が任命するヘッドマンやチーフには、教育を受けた青年が取り立てられ、新たなリーダー層を形作っていった。1938年の年次報告に小学校を全うした最初のドゥルマ人として記されている Johnson Mwero は、その後ヘッドマン、チーフとなり、1950年代末の母系制廃止運動で中心的な役割を果たすことになる。しかしその一方で、ヘッドマンたちによる住民に対する高圧的な態度を不満に思い、伝統的な権威を重視する見解も、行政官の一部では根強かった。

これらのさまざまな要因が交錯したのが、1950年代末の新世代リーダー層を中心とした母系制廃止の運動である。1959年、Johnson Mwero を含むドゥルマのリーダーたちは母系相続を廃止する決議を採択した。それは「ドゥルマの国における進歩を実現する目的で、婚姻形態のいかに問わず、父の全財産は息子によって相続されるものとする」（AC/L&O 17/39/2）というもので評議会では22対2で可決されたが、長老たちの強い反対にあって実現にはいたらなかった。1960年にも同様な決議が採択されたが、1961年のコーストプロヴィンスの法務担当行政官の報告書によると、同じく「激しい反対にあい、この理由から実施は見送られた」という。この行政官は、「相続制度の変更は、無数の影響を引き起こしうるので、あまりにも急激な変化は、当初の目的を台無しにしてしまうだろう。」と結論付けている（1961、CC/13/36）。聞き取り調査によると、その後こうした若手のリーダーの一人—Johnson Mwero だとされている—が実際の相続に際して父系相続を求める訴訟をおこし、それに勝訴した。これ

がきっかけとなり、誰もが父から相続する訴えを起しだし、なし崩し的に母系相続の廃止が実現されていったという。本調査では、このきっかけとなった裁判の記録を探し出そうとしたが、現段階では見つけ出すにいたっていない。

こうした母系制廃止への経緯の中で、最も興味深いのは、白人植民地行政官による制度に対する誤認と誤解からはじまった廃止への働きかけが、ドゥルマ人の新興リーダー層によって受け入れられていったことである。今日ドゥルマの人々に母系制廃止の理由を聞くと、多くが教育問題をあげる。間接統治という矛盾をはらんだ統治実践の中で起こった現地の世代間の権力をめぐる争いが、植民地化での文化変化に複雑に絡み合ってきているのである。

以上、二つの領域に絞って調査研究を進めてきた。いまだ資料の点で足りない部分があるが、研究の成果の一部は、今年度中に出版が予定されている書籍『信念の呪縛』（第11章および第15章）、現在執筆中の論文において公表する予定である。

【引用文献】

Bhabha, H., 1994, *The Location of Culture*. London: Routledge.

Bennett, G., 1963, *Kenya, A Political History: The Colonial Period*, London: Oxford University.

Brantley, C., 1981, *The Giriama and Colonial Resistance in Kenya, 1800-1920*. Berkeley: U of California Press.

Ciekawy, D., 1992, *Witchcraft eradication as political process in Kilifi District, Kenya, 1955-1988*. Ph.D. dissertation, Columbia University.

Fields, K.E., 1982, 'Political Contingencies of Witchcraft in Colonial Central Africa: Culture and State in Marxist Theory', *Canadian Journal of African Studies* 16(3):567-593.

浜本満 2001, 『秩序の方法：ケニア海岸地方の日常生活における儀礼的实践と語り』弘文堂

浜本満 2008, 「妖術観念の持続と暴力の再生産 - ケニアコーストにおける植民地行政の遺産 -」『熊本文化人類学』第5号:23-47頁

浜本満 2009, 「開発とウィッチ・ハント：ケニアコーストにおける地域行政と妖術信仰」『東アフリカにおける暴力の諸相に関する人類学的研究』平成18年度—平成20年度科学研究費補助金（基

盤研究B・海外学術）研究成果報告書、熊本大学文学部文化人類学研究室発行、pp.71-149頁

Thomas, N., 1994, *Colonialism's culture : anthropology, travel and government*. Cambridge : Polity Press

Willis, J., 1993, *Mombasa, The Swahili, and the making of the Mijikenda*. Oxford: Clarendon Press.

行政資料の引用箇所ではケニア国立公文書館の資料番号を記した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

濱本 満 (HAMAMOTO MITSURU)

九州大学・大学院人間環境学研究院・教授

研究者番号：40156419

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし